

住居表示制度とは...

住居表示制度を用いる前は

土地の地番をそのまま使用し、住所や所在を「○○町 番地」と表しています。

ところが

土地の地番は、土地を特定するための「番号」で、住所や所在を表すために付けられたものではありません。

そのため、土地の売買等に伴い分筆や合筆が繰り返されると、枝番号または欠番号、もしくは飛び番号になることがあります。

このままでは

1. 災害等の時に、救急車、消防車、またはパトカー等の緊急車両が、目的地への到着に時間を要する。
2. 目的の家や会社を探すのに時間がかかり、飛び地になると、たどり着けないときもある。
3. 郵便物や宅配物等の誤配や遅配が出てくる。

以上のことが考えられます。

これらを解消するため

昭和 37 年に「住居表示に関する法律」が施行され、住所や所在の表し方を、新たな方法にすることになり、それが住居表示制度です。

住居表示制度を用いると

次のように表し、住所や所在に使用します。

岸和田市 ○○町(丁目) □□番 ▲▲号

町 名 街区符号 住居番号

土地の地番と全く関係のない別の番号を、一定の規則により順序良く番号を付け、その番号を住所等に使用します。

番号の付け方は次のとおりです。

道路や水路等の構造物を境界にし、町の区域を決めます。

区域が大きくなると“ 丁目 ”をつける場合があります。その場合、南海本線岸和田駅に近いところから順に番号を付けます。

町の区域内を道路等で区切って、いくつかのブロック(「街区」という。)をつくり、順序良く番号を付けます。その番号を街区符号といいます。

街区の周りを 10m 間隔に区切り、これに番号(基礎番号)を付け、建物への出入口に該当する番号を建物に付けます。その番号を住居番号といいます。

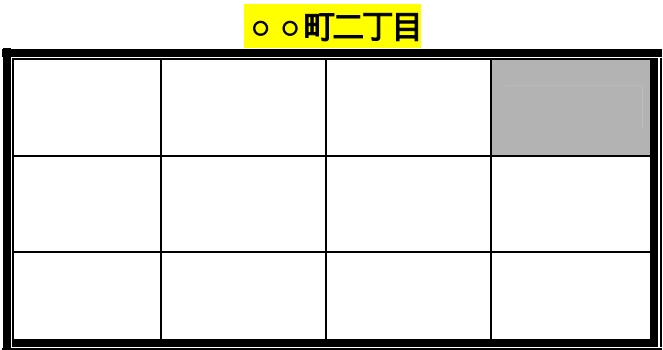
番号の付け方を図であらわすと...

町の区域を決めます。

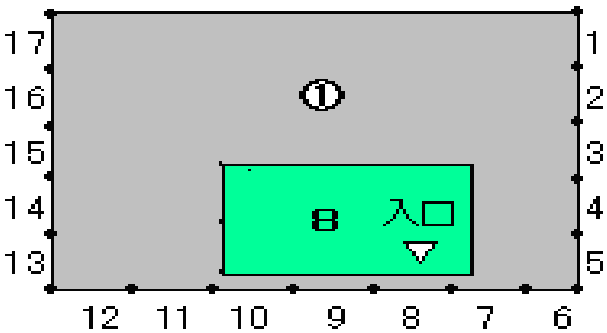
.....**岸和田駅**.....



町の区域内に街区をつくり、順序良く
番号を付けます。



街区の周りを右回りに10m間隔で区切り番
号を付け、建物に番号を付けます。



住所や所在地を“岸和田市〇〇町二丁目1番8号”と表します。